

見積書提出のご案内

最低見積額提出者に業務を委託させていただきたく、下記のとおり見積書の提出を受け付けますのでご案内いたします。

令和4年10月26日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

1 概要

(1)名称	産業廃棄物（混合廃棄物）収集運搬・処理業務委託
(2)業務内容	別紙仕様書のとおり
(3)契約の条項を示す場所	新潟市民病院事務局管理課
(4)見積書提出期限・提出先	令和4年11月7日 午後3時まで（郵送の場合は必着） 新潟市民病院事務局管理課施設グループ
(5)履行期間・履行場所	令和4年11月15日より令和5年3月31日 新潟市民病院

2 見積書提出資格要件

- (1)上記日付現在、新潟市の産業廃棄物処理業者名簿の「産業廃棄物収集運搬業者」に登録されており、かつ、新潟市の入札参加資格者名簿（委託）の「産業廃棄物収集運搬」に登録されている者
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3)指名停止措置を受けていない者
- (4)新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表2の9（暴力的不法行為）の規定に該当しない者

【担当】
管理課施設グループ 佐藤

産業廃棄物（混合廃棄物）収集運搬・処理業務仕様書

趣 旨

新潟市民病院から排出される産業廃棄物（混合廃棄物）を収集し、処理施設まで安全に運搬し、適正に処分することについて、必要な事項を定めるものとする。

1 名称

産業廃棄物（混合廃棄物）収集運搬・処理業務

2 履行場所（集積場所）

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463-7）

3 業務内容

受託者は、新潟市民病院から排出された産業廃棄物等について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等に従い、病院関係者立ち会いのもと集積場所から搬出し、適正に処理するものとする。

なお、処理については最終処分完了までにかかる関係業務の全てとする。

4 産業廃棄物の種類・排出予定数量

混合廃棄物 一式（乾電池及び蛍光管は除く） 89.3立米

5 損害賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由による衛生管理の欠陥等により、病院又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその責を負うものとする。

6 費用区分

産業廃棄物の収集運搬及び処分、その他業務を実施するにあたり必要な経費は全て受託者の負担とする（収集運搬・処分業者の電子マニフェスト費用を含む）。

自施設において処理ができない、中間処理業務等を他施設において行う場合の処理等に要する一切の費用についても受託者の負担とする。

7 業務の再委託

受託者は委託された業務を第三者に再委託してはならない。

ただし、法令に定める再委託基準の範囲内において、あらかじめ書面による承認を受けたときは、許可を有する第三者に再委託することができる。

8 その他

- (1) 受託者は関係法令を遵守し、この業務を履行しなければならない。
- (2) 車両進入口ゲートの高さの関係上、車高3.2メートル未満の車両とする。
- (3) 廃棄物の収集運搬及び処理にあたっては、電子マニフェスト（JWNET）を使用し、その処理状況を報告するものとする。電子マニフェストの運用に関しては、関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務実施状況につき、常に病院の指導監督を受けるものとする。
- (5) 業務実施に当っては、病院利用者、通行人等に危険を及ぼさないよう特に注意するとともに、廃棄物が飛散、又は流出しないよう注意しなければならない。

- (6) 排出予定数量はあくまで見込みであり、実際の排出数量は増減することがある。この場合の契約単価への補償等は一切行わない。
- (7) 現地確認が必要な場合は、事前に連絡の上確認すること。
- (8) 契約終了後、この契約に関しての業務評価を行う。

9 契約期間

令和4年11月15日から令和5年3月31日まで
なお、搬出スケジュールは、病院担当者と隨時協議すること。

10 守秘義務

受託者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

11 見積合わせ参加資格等

- (1) 廃棄物の収集運搬について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項の規定に基づき、処理に関する全ての許可を受けた業者（産業廃棄物収集運搬業者）でなければならぬ。
- (2) 廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条6項の規定に基づき、処理に関する全ての許可を受けた業者（産業廃棄物処分業者）に行わせることができる。

12 見積及び契約留意事項

(1) 見積留意事項

1立米あたりの収集運搬・処理に要する金額（処分単価）に排出予定数量（年間）を乗じた金額の合計（消費税相当額は含まない）額で見積もること。

(2) 契約留意事項

- ① 年間の排出予定数量は不確定なため、単価契約とする。
- ② 前記11（2）により、処理を受託者の取引業者に行わせる場合であっても、委託料の請求及び受領は受託者が行うこと。その場合、受託者は応分の額を受託者の取引業者である産業廃棄物処分業者に支払うこと。
- ③ 収集運搬にかかる契約は、病院と受託者との間で締結する。
- ④ 処分にかかる契約は、病院と受託者との間で締結する。ただし、前記11（2）により、処理を受託者の取引業者に行わせる場合は、病院と受託者との取引業者である産業廃棄物処分業者との間で締結する。